

令和7年3月10日

令和6年度第12回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和7年3月10日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和7年3月10日（月曜日） 午後2時20分

4. 議案

議案第72号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第73号 農用地利用集積計画の決定について

議案第74号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）

議案第75号 青森市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領に基づく非農地判断について

報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 安 部 浩 一	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 建 秀	5 番 木 村 孝 芳	6 番 工 藤 隆 志
7 番 窪 寺 洋 志	8 番 齊 藤 光 朗	9 番 澤 田 今 日 一
10 番 中 村 美 喜 雄	11 番 成 田 貴 吉	12 番 西 澤 清 光
13 番 西 塚 伸	14 番 野 口 友 子	15 番 福 士 修 身
16 番 堀 内 俊 春	17 番 三 上 紘 史	18 番 安 田 昌 樹
19 番 山 田 正 樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 千 島 修	2 番 赤 田 千 草	3 番 福 士 博 人
4 番 工 藤 隆 正	5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄
7 番 山 内 洋 一	8 番 山 田 五 月	9 番 川 村 富 子
10 番 川 村 忠 則	11 番 小 泉 作 郎	12 番 金 井 直 也
13 番 石 川 正 光	14 番 奈良岡 和 也	15 番 野 呂 正 幸
16 番 石 村 英 康	17 番 猪 股 康 行	18 番 出 町 鉄 昭
19 番 細 川 隆 雄		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	小笠原訓史	事務局次長	工藤哲也
事務局分室長	佐藤保	主幹	相馬康宏
主幹	古田正之	主査	山内武志
主事	齊藤諒		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和6年度第12回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

5番木村孝芳委員、6番工藤隆志委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(福士修身会長)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

○議長(福士修身会長)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第 72 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が 6 件、賃借権設定が 16 件、使用貸借権設定が 2 件となります。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 7 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足及び高齢のためであり、譲受人については、経営規模の拡大及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、申請番号 104 番、122 番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●31 歳です。申請に至った理由は、親戚が浪岡でりんご園をやっていて、以前からりんご作りに興味があったので、親戚が手放す話が持ち上がったため、将来は自分がそのりんご園を継承したいと考え、令和 5 年から国の就農準備資金を利用し、りんご農家の●●●●さんのもとで研修を受けています。

将来的には園地を増やしてインターネットを活用し、直接販売に取り組んで販路を拡大し、浪岡のりんごがうまいと言ってもらえるようにしていきたいと思っています。

○議 長(福士修身会長)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長(福士修身会長)

はい、秋谷委員。

○1 番(秋谷進委員)

1 番秋谷と言います。●●さん本日はご苦労様です。4 点ほどお伺いします。

まず 1 点目でございます。今回、●●さんが取得しようとしているりんご園の状況、例えば、どういう品種とか、わい化とか普通台とか、そういうりんご園の状況をまずお知らせください。

○●●●●氏

取得しようとしているりんご園は、ふじ、つがる、とき、早生ふじがあって、全部丸葉台でやっています。

○1 番(秋谷進委員)

はい。

2 点目です。薬剤散布はどういう方法でやろうとしていますか。

○●●●●氏

薬剤散布は●●●●さんがスプレーヤーを持っているので、それを借りてやる予定になっています。

○1 番(秋谷進委員)

S S で。共同防除組合みたいなのは。

○●●●●氏

共同防除組合みたいなのは無いですけど、S S を●●さん個人で持っているので、それを借りて、お金の話は年間の総経費を折半でやるという話でまとまっています。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

3 点目です。営農計画書の中に流通経費、だいぶ大きい額出ていますが、中身何なのでしょうか。

○●●●●氏

流通経費。

○1 番（秋谷進委員）

支出の項目の中に、例えば令和 7 年だと 2,164,216 円と、どんと上がっていますけれども、主な項目で結構です。

○●●●●氏

ネットの販売につながるものを知り合いにお願いしようと思っていて、それと段ボールとかそういうのがかかると思うので。

○1 番（秋谷進委員）

箱代とか。

○●●●●氏

箱代もかかるし、ネット。知り合いに作ってもらって、そこでネット販売をしようと思っている。

○1 番（秋谷進委員）

その指導料みたいな。ずいぶん大きいものですね。金額ね。

はい、最後です。●●さん、りんご作りで色々な技術があると思うのですが、何の技術が一番重要、みんな重要でしょうけれど、その中でも自分で一番重要だと思っている技術は何ですか。それから、できればその理由お知らせ願えればと思います。

○●●●●氏

一番重要だと思っているのは、枝切りと選果が大事だと思っていて、枝切りは、ちゃんと技術を持ってできないと作業もしにくくなるし、良いりんごも採れないと思うので大事だと思っていて、選果は見る目がないと良いものを出せない、そこ 2 つが大事だと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。頑張ってください。

○議長(福士修身会長)

他にございませんか。

はい、安部委員。

○2番(安部浩一委員)

2番安部と申します。3点ほどお聞きしたいです。

就農準備資金を活用していると言いましたけれども、1年ですか、それとも2年ですか。

○●●●●氏

2年です。

○2番(安部浩一委員)

ということは、今年、来年からもう。

○●●●●氏

今年の3月。もう終わりです。4月から。

○2番(安部浩一委員)

2点目ですけれども、果樹全般そうだと思うのですけれども、かかる経費、作業省力化とか。何をどういう形で取り組んでいるのかな。農作業の省力化はどういう形で取り組んでいくのか教えていただければ。

○●●●●氏

省力化に関して言えば、まず葉とらずのりんご。それを売り出そうかなと思っていて、今後園地を広げていくにあたっては、黄色のりんご。葉をとらなくても良いようなりんごを増やして人件費をあまりかけずにりんごをたくさん採れるようにしていきたいと思っています。

○2番(安部浩一委員)

最後ですけれども、私はりんごをやったことないから聞きづてで申し訳ないけれども、今年の1月視察行ったときに生食も大事だけれども、りんごやっている中で一番大事なのは加工りんごも混ぜて植えるのが大事だと聞いたけれども、その辺に関してはどのように考えているのでしょうか。

○●●●●氏

そこはまだ考えていなくて、とりあえず生食のりんご。とりあえず、青森県って美味しいのでりんご。その美味しいりんごを他の県の人に配っていけるようにしていきたいと思っています。

まだ加工、ジャムとかは考えていない。

○2 番（安部浩一委員）

ちょっと聞き方間違っただのかもしれないけれども、全部が全部生食に回るわけではないと思う。トマトでもなんでもそうだと思うけれども、一部はどうしても生食に向かないものもあれば、その摘果した時に小さい売り物にならない商品ありますよね。無駄に投げるわけにはいかないと思うので、そういうのもすべからず加工に回していくってことも大事なのかなと私は聞いた中でそう思ったので、その点を聞きたかった。ちょっと聞き方間違っただのけれども、それはどうなのかなって。

○●●●●氏

ジュースにはしようと思っていて、全然ダメなりんごはジュースにもするし売りに出せないものはジャムの方の業者にも出す予定なので。自分でジャムを作ってどうこうとかジュースをつくってどうこうとかは全然考えていない。

自分で工場を持ってとかは全然考えていない。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

はい、次に木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

5 番の木村です。職業、農業になっけていますけれども、いつから農業やっけていますのか。

○●●●●氏

いつから農業をやっけています。2 年前です。要は研修で。

○5 番（木村孝芳委員）

前職は違うのですか。

○●●●●氏

前職は工場勤務です。

○5 番（木村孝芳委員）

はい、わかりました。

それと、申請地の所在で大字、字、地番、地目、面積とあるのですけれども、地目樹園地となっていますけれども、登記簿上は畑しかないですね。

○事務局

そこは、現況地目書かせてもらっていました。

○5 番（木村孝芳委員）

そうですね。わかりました。

それと、全部樽沢で、字村元としんざと、にいざとっていうのかわからないけれども、一緒のところなの。

○●●●●氏

ほぼ一緒に離れてはいないです。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

それと、備考のところに使用貸借となっていますけれども、タダで貸してくれるということで収支計画書の賃借料がゼロになっているのですか。

○●●●●氏

賃借料。畑の賃借料はゼロ。タダで。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。ありがとうございました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

無いようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

今日は大変ありがとうございました。頑張ってください。

○●●●●氏

はい、ありがとうございます。

(●●●●氏 退場)

○議長(福士修身会長)

続いて、申請番号 118 番、119 番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と言います。37 歳です。

元々、りんごには多少興味があったのですが、大きくは友人がりんごに携わりまして、それを手伝う機会が増えて興味を持ったということです。あとは書いてあるとおりなので、皆さんすごく勉強されていて枝の切り方も年々変わってきていますし、肥料、農薬に関してもかなり変わってきていますし、そういうことをすごく勉強をしているところに魅力を感じて、今に至っています。

○議長(福士修身会長)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、1 番秋谷委員。

○1 番(秋谷進委員)

1 番秋谷です。どうも●●さんご苦勞様です。4 点程お伺いします。

まず 1 点目です。今回取得しようとしているりんご園の状況についてお知らせください。

例えば、どういう品種がついているか。普通台なのか、りんご園の状況がわかる状況。

○●●●●氏

はい、わかりました。今、現状お借りする畑は 1.2 町歩。ついでに品種はつがる、ジョナゴールド、早生ふじ、晩生ふじですね。晩生ふじが約 9 割を占めている状況で全部丸葉の畑になります。樹齢が園主に聞いたけれども定かではなかったのですが、見た感じだいたい 6 年生から 25、30 年と結構な木が目立つ感じです。

以上です。

○1 番（秋谷進委員）

収穫は最盛期みたいな感じはありますか。まだ、りんごの収穫量がこれからますます伸びそうな感じはありますか。

○●●●●氏

はい。なかなか手がかかっていなかった畑でありますので、これから手をかければ収穫は増えていきますし、若い樹も何本かありましたので、こちらをどんどん自分で育てて収穫量が増えていくと見込んでいます。

○1 番（秋谷進委員）

はい、2 点目です。薬剤散布についてどう考えていますか。

○●●●●氏

メインが共防に入っていますので、それは話がついていますのでスプレーヤーをお借りしてかけようと思っています。

雪解けすぐにはかけなきゃいけないのは手がけになると思うので、それは頑張ろうかなと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

3 点目、流通経費、だいぶ大きい額が載っていますが、中身何なのかお知らせ願えれば。

○●●●●氏

流通経費は主に農協とか市場にお出しするときの手数料だと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

10%くらい。

○●●●●氏

はい、市場は 10%くらい。あとはやってみないとわからないですが、収穫した時に持て余した

りした時、そのまま選果もせずに出したり、市場に直接持っていわずに浪岡の中継施設に持って行った場合、手数料がかかりますので、そちらもちょっと考えながら。

○1 番（秋谷進委員）

はい。最後 4 点目。りんご作りではどの技術も大事でしょうけれども、●●さんはその中で一番重要だと思うのは何かお知らせ願えればと思います。

○●●●●氏

りんごの技術ですね。自分は今やってきて剪定が一番大事かなと思いました。結局、芽を吹かせるコントロールも剪定ですし、その成らせる量のコントロールも剪定からだと思うので、剪定だと思います。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。頑張ってください。

○●●●●氏

はい、ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

2 ページ目の農機具の保有状況で、スピードスプレイヤー、乗用草刈機、運搬車、借用先が青森市の八重田となっていますが、毎度取りにいくわけではなくて畑に置いているということですか。

○●●●●氏

この方が友人でして、今の住所は青森市八重田ですけれども、実家が本郷にありまして、全部そちらにあります。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。どうもありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

無いようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いた

します。

頑張ってください。

○●●●●氏

はい、頑張ります。ありがとうございます。

(●●●●氏 退場)

○議 長(福士修身会長)

次に、5 ページ、申請番号 113 番の賃借権設定、7 ページ申請番号 121 番の使用貸借権の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史委員 退席)

○議 長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

三上委員を入場させてください。

(三上紘史委員 入場)

○議 長(福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

はい、18 番、安田委員。

○18 番（安田昌樹委員）

18 番安田です。事務局さんにご質問です。

今、営農計画で新規就農の●●さん面接にいらっしゃいましたけれども、一つ言います。親戚ではございません。

これってもう新規就農合格ということで、●●さんの。もう新規就農通っちゃったということですか。

○事務局

何の。国の事業。国の事業は、研修の方は終了。

○18 番（安田昌樹委員）

これから貰うということ。

○事務局

これからまた。今までもらっていたのは、準備資金。研修でもらう資金はもらえた。4 月以降は経営開始型でもらう予定だそうです。

○18 番（安田昌樹委員）

そうですか。たぶん苦情あると思うので今後。この責任者、ちょっとやばい人なので。出来れば、新規就農、農業委員会としては若い人たち、新規参入する人達を応援する立ち位置です。ただ来るときには、すべて地域の推進委員だったり農業委員会の人に、こういう人くるよと前もって教えて頂くことは可能ですか。この人限定ではないけれども、私の村でも新規就農を受けた人、ちょっと揉め事ありまして、ぜひそういう情報網がありましたら、市役所さんの方や農業委員会さんの方から色々意見を前もっていただくことは可能なのですか。

○事務局

事業の段階では農業委員会には来ないので、農業政策課の方が窓口になりますので、うちの方には情報はなかなか来ないですね。資金関係は情報来ないですね。土地を求める段階では農業委員会には来ますけれども。

○18 番（安田昌樹委員）

ただ情報が欲しいというだけであって。

○議長(福士修身会長)

はい、齊藤委員。

○8番(齊藤光朗委員)

今の安田さんから新規就農の認定に農業委員会から事務局の人が行っていると話を前に聞いたことあるので。その時、思ったのが農業委員会から委員の誰かも本来であれば行った方が良くないかなと思って聞いたけれど、事務局は行っているのですよね。

○事務局

行っています。

○8番(齊藤光朗委員)

事務局は行っている。その、新規就農の審査会みたいなのに。

○事務局

審査会。はい。

○8番(齊藤光朗委員)

そういう事で、安田さん、事前に我々委員にも情報あればということでしょ。

○18番(安田昌樹委員)

そうそうそう。

○8番(齊藤光朗委員)

そういうことです。ですから、その委員を事務局から一人とかそういうシステムにした方がいいじゃないか。

○議長(福士修身会長)

齊藤さん、その他で今の話を事務局からしてもらいますので、案件を進めたいと思います。

○事務局

今のお話ですけれども、まず、審査会ですが市の農業政策課が担当していますので、その審査メンバーもそちらの方で考えていますので、一応こちらの方からそういうお話がありましたと伝えさせていただきます。今後は、今ここでお返事できませんので、まずは要望としてお伝えさせていただきます。

以上です。

○議長(福士修身会長)

本案について、ご異議ございませんか。

○5番(木村孝芳委員)

今の質問の件だけでも、よく事情がわからないけれども、その責任者この中に出ているのですか。

事情が良く読めなかったのです。

○18番(安田昌樹委員)

事情をしゃべっても長くなるので。地域のことは地域のことで把握した方がいいんじゃないかと。

○議長(福士修身会長)

それでは議事を進めさせていただきます。

本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第73号及び第74号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が10件、利用権設定が81件の合計91件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が8ページから11ページに記載しており、利用権設定の案が12ページから76ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第74号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは 9 ページ目の所有権移転 申請番号 71 番の審議を行うにあたり、堀内俊春委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（堀内俊春委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

堀内委員を入場させてください。

（堀内俊春委員 入場）

○議長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第75号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

それでは事務局よりご説明いたします。

非農地判断について、前月みなさまに資料をお配りいたしました。非農地判断の候補地についてみなさまにご確認願ったところであります。ご確認いただいた結果、特にご意見、ご質問ございませんでしたので、お配りした資料のとおり非農地判断のご審議お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

非農地判断については7月8月。6月でしたか、現場を確認しましたよね。現場確認した中のだいたい何%くらいになるの。

○事務局

パーセンテージでいうと正確な数字はごめんなさい、今すぐ出ません。

○5 番（木村孝芳委員）

正確な数字じゃなくても、あなたの感触で。

○事務局

感触でいうと、今回非農地判断したのは 146 筆で、だいたい今年度パトロールで見回った筆数がざっくり 3000、4000 くらいなので、そうですね。3000、4000 分の 140 ちょっとくらいになります。

○5 番（木村孝芳委員）

現場確認した中では少ないと思うのですが、その中で農用地ってありますか。

○事務局

農用地というと。

○5 番（木村孝芳委員）

農業振興地域の中の農用地ってありますか。

○事務局

あると思うのですが、特に今回、非農地判断に関しては農用地とかそういったものは考慮される項目なので、あえて農用地とか調べたりしていないです。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

それと、齊藤さんが個人的に言ったのか知りませんが、非農地判断するにあたっては市役所の内部関係課で調整しますか。

○事務局

これを今回非農地判断しますということで、直接他の課に案を出したりはしないです。その地区、地区の状況や、そういったものの兼ね合いがある場合もあるので、他の団体から声がかかったり、こうした方がいいんじゃないかと意見が出ることはあります。

○5 番（木村孝芳委員）

ついでに聞きたいのだけれども、例えば浜館地区で生協の裏側にマタニティクリニックを作る部分の山手って木が生えてしまっていますよね。それって非農地判断はしないのですか。

○事務局

今の段階では農地なのか農地ではないのか、もしくは原野だったり、地目が違う場合は非農地の判断から外れますので、そこは改めて確認してからになります。

○5 番（木村孝芳委員）

前回、クリニックを作るときは、あそこは雑種地でした。その木が生えているところは全部田んぼです。地目が。現況はジャングルみたいになっていて、たぶんお宅さんの方だって現地を見る場合、どこが農道なのかわからないくらい行ったらもう帰れないような場所になっているのです。だから、そこに関して確か齊藤さんは前に都市整備部の方に了承はいらないとかしゃべったけれども、都市整備部って農業振興地域の農用地の変更に影響力ありますか。

○事務局

都市整備部が非農地判断に何かしら、影響があるということは基本的にはないです。都市整備部に限らず、浜館の生協の裏だと、仮登記の問題があったり、かなり込み入った問題がある色々あるところらしいので、非農地判断してしまうと知らない問題を招きかねないということで、今回に限らず前回も非農地判断の対象にはしていなかった。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると、都市整備部は関係ないということでしょうか。

○事務局

基本的には非農地判断に関しては特に権限も何もないので。

○5 番（木村孝芳委員）

農林部サイドはどうですか。

○事務局

法律に基づいて農業委員会でやっているもので、完全に農業委員会の職分ですね。

○5 番（木村孝芳委員）

そしたら、今やっているところは木が生えて重機がないと復元できないところを全部やりますよね。

○事務局

はい、そうですね。

○5 番（木村孝芳委員）

そしたら浜館のところって重機を何十台も入れないと田んぼにできないと思うけれども。農林サイドで農用地を剥ぐという方向で進んでいるということを相馬さんがしゃべっていたけれども、それから言うと、別にあなた達の方で非農地判断しても構わないと思うけれども。

○事務局

非農地判断しても構わないと法的にはあると思うけれども、実際問題、解決できない問題とか複雑に絡みあっている土地らしいので、基本的には非農地判断をやって何も問題が出てこないとなったら非農地判断の対象になる。落とし込んでいる段階では、予想もつかないところから何か問題が出てきそうなので見送っているという段階です。

○5 番（木村孝芳委員）

あちこちって言いますけれども、農振の農用地を剥いだとしても市街化調整区域のままですよ。

仮に、農振農用地を剥いだにしても、あなた達が非農地判断したとしても、市としては市街化調整区域のままなので、別に影響はないじゃないですか。

○事務局局長

木村さんが言っているとおり、一番上が市街化調整区域、その次に農業振興地域、この二つの網がかかっているうちは、うちの方では判断できないという形になっていると思います。基本的にそれが剥がれた時点で、きちんとした農振除外、浜館地区で去年あったものも基本的には剥いでもらってから、うちの方は除外しているふうな形になっていると思うので、農振地域の中で非農地判定するものは、よほどのことがない限り、例えば面積が少しだとか、形が悪すぎて道路に接続しているとか、そういったものであれば基本的には除外していく方向で考えていますが、その他のものに関しては、上位の法律がある限りはそちらを若干優先しななければならないと判断しております。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると、農業委員会として上位の法律とは農振法になるでしょうか。

○事務局局長

土地全部、その上に市街化調整区域があって、それ全部含めたうえで、うちの方は判断していかなければならないので。まあ、直接的に上の方は農振になります。

○5 番（木村孝芳委員）

農振の上に市街化調整区域とか都市計画法があるわけですがけれども、そこまでも皆さんの方で判断しているということによろしいですか。

○事務局局長

地図の中で、中身はわかるようになっているので、その地区の状況が。それを基準にして判断しているような状況です。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、安部委員どうぞ。

○2 番（安部浩一委員）

事務局に聞きたいのですが整理番号 28 番。この方って、農地を取得してからどれくらい経っている。何年か前に農業委員会で所有権移転であがったような気がするわけ。その時に豆とか大豆とかかぼちゃ植えるとかいうことで所有権移転されたような気がするので、間違っていたら大変申し訳ございません。ただ、別に農地取得したのかなと思ひまして。

○事務局

いつ取得したかどうかのデータはすぐに出でこないの、調べてから後でご連絡する感じでよろしいですか。

○2 番（安部浩一委員）

それは構いませんけれども、記憶だと何年か前の所有権移転で農地として作物を植えるということで許可したはずですが、もし間違っていなかったら、わずか数年で非農地の判断がされるというのはどうなのかなと思ったので聞いた。

○議 長（福士修身会長）

他にご意見ある方いらっしゃいますか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、本案について、別紙「農地に復元して利用することが不可能な土地」に記載のとおり非農地と判断することにご異議ありませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 35 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 5 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第 36 号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が 5 件となっております。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議 長(福士修身会長)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○2 番 (安部浩一委員)

農業委員の役割・義務について

○3 番 (一戸昭憲委員)

あっせんについて

○11 番 (成田貴吉委員)

あっせんについて

○1 番 (秋谷進委員)

令和 7 年度月例総会の開会時間について

○4 番 (工藤隆正推進委員)

新城・油川地区のほ場整備について

勉強会の開催を要望

○議 長(福士修身会長)

令和 7 年度月例総会の開会時間について (運営協議会で決定予定)

事務局局長、事務局次長の退職を報告

○事務局次長

運営協議会開催、月例総会について

活動記録簿の提出のお願い (3 月 21 日締め切り)

○事務局

あっせんについて

令和 7 年度月例総会の開会時間について (運営協議会で提案の予定)

タブレットの操作マニュアルについて (操作方法は個別に対応可能)

地域計画変更に係る利用意向調査について (高田地区、荒川地区、浪岡野沢地区の 3 地区対象)

運営協議会開催について (開催日時 3 月 25 日火曜日午後 2 時から沖館市民センターにて開催)

定例総会について (4 月 7 日月曜日午後 2 時からアップルパレスにて開催)

○事務局

令和 7 年度の月例総会について、年間予定表を配付いたしましたので、日程を調整していただきますようよろしくお願いします。

次回の月例総会は、4 月 14 日（月）午後 1 時から、場所は「柳川庁舎大会議室」での開催となります。

これをもちまして、令和 6 年度第 12 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。